

環境省 同時発表

平成 25 年 4 月 19 日

## 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されました

本日、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、経済産業省は、環境省と共同で本法律案を今国会に提出します。

本法律案は、冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、高い温室効果を持つフロン類の排出量が急増していることから、現行法に基づく業務用冷凍空調機器の廃棄時等におけるフロン類の回収・破壊の実施に加え、フロン類及びフロン類使用製品の製造・使用段階における対策を講じ、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するものです。

### 1. 改正の概要

法律の名称を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を講じます。具体的には、各段階における当事者に、下記取組を促します。

#### (1) フロン類の製造・輸入業者

温室効果のより低いフロン類の技術開発・製造や、一定の使用済フロン類の再生といった取組を通じ、環境負荷の低減を求めます。

#### (2) フロン類使用製品(冷凍空調機器等)の製造・輸入業者

冷凍ショーケースなどのフロン類使用製品について、製品ごとに、一定の目標年度までのノンフロン製品又は温室効果の低いフロン類を使用した製品への転換目標の達成を求めます。

#### (3) 業務用冷凍空調機器の管理者

フロン類を使用した業務用冷凍空調機器のユーザーに対し、フロン類の漏えい防止のための適切な設置、点検、故障時の迅速な修理等の適切な管理に取組むことを求めます。また、一定の要件に該当するユーザーには、フロン類の漏えい量の年次報告(国が集計して公表)を求めます。

#### (4) フロン類の冷凍空調機器への充填・使用済みフロン類の再生の適正化

業務用冷凍空調機器に使用されるフロン類の充填業の登録制※、再生業の許可制を導入します。

※ 現行の「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」とし、フロン類の充填行為(整備時の冷凍空調機器への冷媒フロン類の補充等)について登録業者のみが行い得ることとします。

## 2. 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日。

## 3. 参考:フロン類とは

フロン類とは、構造により数十種類あるフッ素系ガスのことであり、安全(無毒、不燃)かつ高性能であることから、冷凍空調機器(エアコンや冷蔵庫など)の冷媒のほか、スプレー や断熱材などに幅広く利用されています。

冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、オゾン層破壊効果があり、高い温室効果を持つ(CO<sub>2</sub>の数千～数万倍)特定フロン<sup>※1</sup>から、オゾン層破壊効果はないが、同様に高い温室効果を持つ代替フロン<sup>※2</sup>に転換が進行しています。

※1 CFC:クロロフルオロカーボン、HCFC:ハイドロクロロフルオロカーボン

※2 HFC:ハイドロフルオロカーボン

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質管理課長 三木

オゾン層保護等推進室長 岩松

担当者: 加藤、小倉

電話:03-3501-1511(内線 3711)

03-3501-4724(直通)